

# 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2024 年 10 月 1 日

株式会社 ETS グループ

株式会社 ETS ホールディングス

2024年10月1日

## 株式移転に係る事後開示書類

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号  
株式会社 ETS グループ  
代表取締役 加藤 慎章

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号  
株式会社 ETS ホールディングス  
代表取締役社長 坂本 泰男

株式会社 ETS ホールディングス（以下「ETS ホールディングス」といいます。）は、2024年5月24日開催の臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2024年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社 ETS グループ（以下「ETS グループ」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

- 株式移転が効力を生じた日  
2024年10月1日
- 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。
- 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過  
ETS ホールディングスは、会社法第806条並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年5月29日付で、ETS ホールディングスの株主に対し、株式移転をする旨及び株式移転設立完全親会社である ETS グループの商号及び住所ならびに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。なお、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求をした株主はおりませんでした。なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数  
ETS ホールディングス 普通株式 6,368,903 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) ETSグループは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるETSホールディングスの株主に対し、その保有するETSホールディングスの普通株式1株につきETSグループの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) ETSグループ設立時の資本金及び準備金に関する事項は、以下のとおりです。
  - ① 資本金の額 50,000,000 円
  - ② 資本準備金の額 12,500,000 円
  - ③ 利益準備金の額 0 円
- (3) ETSホールディングスの普通株式は、2024年9月27日をもって、東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となり、ETSグループの普通株式は、2024年10月1日をもって東京証券取引所スタンダード市場において新規上場いたしました。

以上